イ　ダムの低水位は、標高113.22メートルとする。
ウ　かんがい期間は通年とし、水田かんがい期間は、水利使用規則に示す期間とする。
⑶　その他管理規程に記載されている事項
ア　ダムの操作、点検及び整備に関する事項
イ　緊急事態における措置に関する事項
ウ　その他施設の管理に関し必要な事項
2　管理規程の備置場所
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所
（兵庫県三木市志染町三津田1525番地）

国営東播用水土地改良事業（維持管理）地区の川代ダム、大川瀬ダム及び呑吐ダムの管理規程の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第93条の２第１項の規定に基づき、国営東播用水土地改良事業（維持管理）地区の川代ダム、大川瀬ダム及び呑吐ダムの管理規程を定めたので、同条第２項の規定に基づき、管理規程の概要及び備置場所を次のとおり公告する。
平成25年３月４日
農林水産大臣　林　　芳正
1　管理規程の概要
⑴　川代ダム
ア　管理者
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
イ　貯水、取水又は放流に関する事項
㋐　ダムの満水位は、標高189.00メートルとする。
㋑　かんがい期間は通年とし、水田かんがい期間は、水利使用規則に示す期間とする。
ウ　その他管理規程に記載されている事項
㋐　ダムの操作、点検及び整備に関する事項
㋑　緊急事態における措置に関する事項
㋒　その他施設の管理に関し必要な事項
⑵　大川瀬ダム
ア　管理者
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
イ　貯水、取水又は放流に関する事項
㋐　ダムの満水位は、標高177.65メートルとする。
㋑　ダムの低水位は、標高154.00メートルとする。
㋒　かんがい期間は通年とし、水田かんがい期間は、水利使用規則に示す期間とする。
ウ　その他管理規程に記載されている事項
㋐　ダムの操作、点検及び整備に関する事項
㋑　緊急事態における措置に関する事項
㋒　その他施設の管理に関し必要な事項
⑶　呑吐ダム
ア　管理者
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
イ　貯水、取水又は放流に関する事項
㋐　ダムの満水位は、標高143.00メートルとする。
㋑　ダムの低水位は、標高111.00メートルとする。
㋒　かんがい期間は通年とし、水田かんがい期間は、水利使用規則に示す期間とする。
ウ　その他管理規程に記載されている事項
㋐　ダムの操作、点検及び整備に関する事項
㋑　緊急事態における措置に関する事項
㋒　その他施設の管理に関し必要な事項
2　管理規程の備置場所
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所
（兵庫県三木市志染町三津田1525番地）

国営加古川西部土地改良事業（維持管理）地区の糀屋ダム、高田頭首工、大屋頭首工、柳頭首工及び赤坂頭首工の管理規程の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第93条の２第１項の規定に基づき、国営加古川西部土地改良事業（維持管理）地区の糀屋ダム、高田頭首工、大屋頭首工、柳頭首工及び赤坂頭首工の管理規程を定めたので、同条第２項の規定に基づき、管理規程の概要及び備置場所を次のとおり公告する。
平成25年３月４日
農林水産大臣　林　　芳正
1　管理規程の概要
⑴　糀屋ダム
ア　管理者
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
イ　貯水、取水又は放流に関する事項
㋐　ダムの満水位は、標高159.00メートルとする。
㋑　ダムの低水位は、標高130.00メートルとする。
㋒　かんがい期間は通年とし、水田かんがい期間は、水利使用規則に示す期間とする。
ウ　その他管理規程に記載されている事項
㋐　ダムの操作、点検及び整備に関する事項
㋑　緊急事態における措置に関する事項
㋒　その他施設の管理に関し必要な事項
⑵　高田頭首工
ア　管理者
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
イ　取水に関する事項
㋐　かんがい期間は通年とし、その期間は、水利使用規則による。
㋑　頭首工地点からの最大取水量は、水利使用規則に示す取水量とする。
ウ　その他管理規程に記載されている事項
㋐　頭首工の操作、点検及び整備に関する事項
㋑　緊急事態における措置に関する事項
㋒　その他施設の管理に関し必要な事項
⑶　大屋頭首工
ア　管理者
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
イ　取水に関する事項
㋐　かんがい期間は通年とし、その期間は、水利使用規則による。
㋑　頭首工地点からの最大取水量は、水利使用規則に示す取水量とする。
ウ　その他管理規程に記載されている事項
㋐　頭首工の操作、点検及び整備に関する事項
㋑　緊急事態における措置に関する事項
㋒　その他施設の管理に関し必要な事項
⑷　柳頭首工
ア　管理者
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
イ　取水に関する事項
㋐　かんがい期間は通年とし、その期間は、水利使用規則による。
㋑　頭首工地点からの最大取水量は、水利使用規則に示す取水量とする。
ウ　その他管理規程に記載されている事項
㋐　頭首工の操作、点検及び整備に関する事項
㋑　緊急事態における措置に関する事項
㋒　その他施設の管理に関し必要な事項
⑸　赤坂頭首工
ア　管理者
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
イ　取水に関する事項
㋐　かんがい期間は通年とし、その期間は、水利使用規則による。
㋑　頭首工地点からの最大取水量は、水利使用規則に示す取水量とする。
ウ　その他管理規程に記載されている事項
㋐　頭首工の操作、点検及び整備に関する事項
㋑　緊急事態における措置に関する事項
㋒　その他施設の管理に関し必要な事項
2　管理規程の備置場所
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所
（兵庫県三木市志染町三津田1525番地）

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
平成２５年（家）第１１１号
埼玉県熊谷市宮町１丁目32番地　林法律事務所
申立人　髙橋　和久
本籍埼玉県熊谷市玉井４丁目55番地、最後の住所埼玉県熊谷市玉井４丁目62番地、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日平成21年５月17日、出生の場所埼玉縣大里郡玉井村、出生年月日大正15年４月24日、職業不明
被相続人　亡　新井　福松
催告期間満了日　平成25年９月13日
さいたま家庭裁判所熊谷支部